令和2年度食品安全委員会が自ら行う 食品健康影響評価の案件候補について(案)

I 募集の経過

令和2年度における「自ら評価」について、食品安全モニター、ホームページによる外部募集、地方公共団体の食品安全担当職員、専門委員等を通じて募集した結果、寄せられた案件は9件であった。

Ⅱ 案件候補の整理

提案のあった9件について、案件候補を絞り込むために表形式で整理 した(資料2-4)。

ハザード(危害要因)の分野別の内訳

区 分	件 数
農薬	1件
微生物・ウイルス	1件
GMO	1件
その他	5件
複数分野に関連するもの	1件
計	9件

(参考) 提案者の属性:全て外部募集

Ⅲ 検討に際しての考え方

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の趣旨を踏まえると、以下に該当するものについては、今回の「自ら評価」の対象ではないと考えられる。

- ・現在評価中又は評価済みのもの
- ・食品の問題ではないもの
- ・ リスク評価の問題ではないもの (表示、監視・指導等の制度や、摂取 態様・使用方法に関するもの)

案件候補の選定基準

- (1)健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること
- (2)健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生 のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響 評価の実施の必要性が高いと判断されること